

◆寄附金に係る税法上の優遇措置について◆

【個人で寄附をされた方】(所得税法第78条第1項及び第2項第3号)

①社会福祉法人に寄附をされた個人は、確定申告によって下記の金額を限度とし、所得税法上の寄附金控除が受けられます。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄附金の合計額と、} \\ \text{年間所得金額の40\%相当額で、いずれか} \\ \text{少ない方の金額} \end{array} \right\} - 2,000 \text{円} = \text{寄附金控除の額}$$

②本法人に対する寄附金は東京都の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定されています。ただし、個人住民税からの税額控除については本法人に寄附を行った翌年の1月1日現在に東京都内にお住まいの方に限られます。個人住民税額から次の額が控除されます。

$$\text{個人住民税} \quad [\text{寄附金額} - 5,000\text{円}] \times (4\%) \text{に相当する額}$$

③本法人に対する寄附金は墨田区・江戸川区の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定されています。ただし、個人墨田区・江戸川区住民税からの税額控除については本法人に寄附を行った翌年の1月1日現在に墨田区・江戸川区内にお住まいの方に限られます。個人墨田区・江戸川区住民税額から次の額が控除されます。

$$\text{個人墨田区・江戸川区住民税} \quad [\text{寄附金額} - 5,000\text{円}] \times (6\%) \text{に相当する額}$$

※ 墨田区・江戸川区以外の市区町村にお住まいの方は、寄附金税額控除の対象となるか、各市区町村にお問い合わせ下さい。

【法人で寄附をされた方】(法人税法第37条第1項及び第4項)

社会福祉法人に寄附をされた法人は、確定申告によって下記の金額を限度とし、法人税法上の損金算入ができます。

①一般寄附金の損金算入限度額

$$\{(\text{資本金等の額} \times \text{事業年度の月数} / 12 \times 2.5 / 1,000) + (\text{当該事業年度の所得金額} \times 2.5 / 100)\} \times 1 / 4 = \text{損金算入限度額}$$

②社会福祉法人に対する寄附金の特別損金算入限度額

$$\{(\text{資本金等の額} \times \text{事業年度の月数} / 12 \times 3.75 / 1,000) + (\text{当該事業年度の所得金額} \times 6.25 / 100)\} \times 1 / 2 = \text{特別損金算入限度額}$$

- ※ 社会福祉法人に寄附された場合の損金算入限度額は、上記の①一般寄附金の損金算入限度額と②社会福祉法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額を併用することができます。
- ※ 仮に資本金等の額10億円、当該事業年度の所得金額3億円の1年決算の会社が、社会福祉法人のみに寄附した場合は、①の限度額は250万円、②の限度額は1,125万円となるので、合計1,375万円までの寄附について損金算入できます。
- ※ この規定の適用を受けるためには、社会福祉法人に対する寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書に「寄附金の損金算入に関する明細書」(別表十四(二))を添付(用紙は最寄りの税務署又は国税庁のホームページ)するとともに、その寄附金が社会福祉法人の主たる目的の業務に関連する寄附金である旨をその社会福祉法人が証する書類などを保存しておく必要があります。
- ※ なお、詳しくはお近くの税務署や税理士にご確認ください。